

議案第43号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和元年6月14日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、調布市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
調布市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 2 9 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の2（見出しを含む。）中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度及び平成32年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（平成31年度における保険料率の特例）

第8条の3 平成31年度において第8条の規定を適用する場合には、同条第1号中「3万3,600円」とあるのは「2万5,200円」と、同条第2号中「4万2,000円」とあるのは「3万7,800円」と、同条第3号中「5万400円」とあるのは「4万8,720円」とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。